

基勞補発第0527001号  
平成14年5月27日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(公印省略)

### 不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告の簡素化について

標記については、昭和62年8月5日付け事務連絡（労災管理課長・補償課長連名）「不法に就労する外国人に対する労働者災害補償保険法の適用について」により、事案ごとに本省（補償課業務係）あて報告するよう指示しているところであるが、事務簡素化の観点から、今後、下記のとおりその取扱いを改めることとしたので、事務処理に遺漏の無いように期されたい。

なお、昭和62年8月5日付け事務連絡は、本事務連絡をもって廃止する。

#### 記

##### 1 報告対象

労災保険の保険給付請求があった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人（観光、研修等の名目で入国し、あるいは密入国し、資格がないにもかかわらず本邦において就労する外国人）であると思われる者に係る請求であって、支給又は不支給の決定を行ったもの。

##### 2 報告方法

各年度毎の件数等について、別紙1～3をもって取りまとめの上、本省（補償課業務係）へ報告することとする。

##### 3 報告期限

各年度分を翌年度の4月末日まで。

なお、平成13年度分未報告の局にあっては、当該年度分を平成14年7月末日までに報告すること。



不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について(平成 年度)

( 局)

## 2 就労事業場の種類

事業の種類 の番号	事業の種類	人 数
02	木材伐出業	
03	その他の林業	
11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	
21	金属工業、非金属工業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	
23	石灰石鉱業またはドロマイト鉱業	
24	原油又は天然ガス鉱業	
25	採石業	
26	その他の鉱業	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	
32	道路新設事業	
33	舗装工事業	
34	鉄道又は軌道新設事業	
35	建設事業(既設建築物設備工事業を除く。)	
38	既設建築物設備工事業	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	
37	その他の建設事業	
41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	
65	たばこ等製造業	
42	繊維工業又は繊維製品製造業	
44	木材又は木製品製造業	
45	パルプ又は紙製造業	
46	印刷又は製本業	
47	化学工業	
48	ガラス又はセメント製造業	
66	コンクリート製造業	
62	陶磁器製品製造業	
49	その他の窯業又は土石製品製造業	
50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	
51	非鉄金属精錬業	
52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	
53	鋳物業	
54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	
55	めっき業	
56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	
57	電気機械器具製造業	
58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	
59	船舶製造又は修理業	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	
61	その他の製造業	
71	交通運輸事業	
72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	
73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	
74	港湾荷役業	
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	
95	農業又は海面漁業以外の漁業	
91	清掃、火葬又はと畜の事業	
93	ビルメンテナンス業	
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	
94	その他の各種事業	

※労災保険率表(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 別表第1)の分類による。

不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について(平成 年度)

( 局)

## 3 請求・支給決定人数

(人)

	業務災害	通勤災害
請求数		
うち支給決定数		

## 4 保険給付別支給決定人数

保険給付の種類	人数
療養(補償)給付	
休業(補償)給付	
障害(補償)給付	
遺族(補償)給付	
葬祭料(葬祭給付)	
傷病(補償)年金	
介護(補償)給付	
二次健康診断等給付	

※一人の労働者につき複数の保険給付の支給(新規)を行った場合、それぞれの種別について人数を入れること。

したがって、上記3(支給決定人数)の合計人数と4(保険給付別)の合計人数とは、必ずしも一致するものではない。

# 在 留 資 格 一 覧 表

## ◎活動に基づく在留資格

○各在留資格に定められた範囲での就労が可能

<入管法別表第1の1の表>

- 外 交 (外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族)
- 公 用 (外国政府の大使館・領事官の職員等及びその家族)
- 教 授 (大学教授等)
- 芸 術 (作曲家、画家、著述家等)
- 宗 教 (外国の宗教団体から派遣される宣教師等)
- 報 道 (外国の報道機関の記者、写真家等)
- 投資・経営 (外資系企業の経営者・管理者)
- 法律・会計業務 (弁護士・公認会計士等)
- 医 療 (医師、歯科医師等)
- 研 究 (政府関係機関や企業等の研究者)
- 教 育 (高等学校・中学校等の語学教師等)
- 技 術 (機械工学等の技術者)
- 人文知識・国際業務 (通訳、デザイナー、企業の語学教師等)
- 企業内転勤 (外国の事業所からの転勤者で、上2つに同じ)
- 興 行 (俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)
- 技 能 (外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等)

<入管法別表第1の2の表>

○就労はできない

<入管法別表第1の3の表>

- 文化活動 (日本文化の研究者等)
- 短期滞在 (観光客、会議参加者等)

<入管法別表第1の4の表>

- 留 学 (大学、短期大学、専修学校(専門課程等の学生)
- 就 学 (高等学校・専修学校(高等又は一般課程)等の生徒)
- 研 修 (研修生)
- 家族滞在 (上記の教授から文化活動まで、留学から研修までの在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・子)

○個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる。

<入管法別表第1の5の表>

- 特定活動 (外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者等)

## ◎身分又は地位に基づく在留資格

○活動に制限なし

<入管法別表第2>

- 永 住 者 (法務大臣から永住の許可を受けた者)
- 日本人の配偶者等 (日本人の配偶者・実子・特別養子)
- 永住者の配偶者等 (永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子)
- 定 住 者 (インドシナ難民、日系3世等)

(注1) 「留学」、「就学」のように就労できない在留資格であっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能(入管法第19条第2項)。

(注2) 入管法上の在留資格ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として本邦に永住を許可されている者についても、永住者同様に我が国での活動に制限はなく、在留期間も定められていない。

(注3) 在留資格の後ろの( )内は例示。

## 在留資格及び在留期間一覧表

### 入管法別表第一

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外交の項の下欄に掲げる活動（外交活動）を行う期間
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）	公用の項の下欄に掲げる活動（公用活動）を行う期間
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	3年又は1年
芸 術	収入を伴う音楽、芸術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	3年又は1年
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	3年又は1年

### 二

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	3年又は1年
法律・会計 業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	3年又は1年
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	3年又は1年
研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務	3年又は1年

	に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）	
教 育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	3年又は1年
技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	3年又は1年
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）	1年、6月又は3月
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年又は1年

三

在 留 資 格	本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
文 化 活 動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（4の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	1年又は6月
短 期 滞 在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親	90日又は15日

	族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	
--	--------------------------------------	--

四

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を終了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2年又は1年
就 学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1年又は6月
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	1年又は6月
家族滞在	1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	3年、2年、1年、6月又は3月

五

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	1. 特定活動告示で定める活動を指定される者は、3年、1年又は6月 2. 1以外の活動を指定される者は、1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間



入管法別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（1896年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	3年又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	1. 定住者告示で定める地位を認められる者は3年、又は1年 2. 1以外の者は、3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間